

ヴィタリテハウス
利用約款・利用規則

最終改定日：2026年6月4日

ヴィタリテハウスは、出産後のお母さまと赤ちゃんが心身を整え、ご家族とともに穏やかな時間を過ごしていただくための産前産後ケア施設です。

本利用約款および利用規則は、ご利用者様に安全かつ快適にお過ごしいただくために定めるものです。ご利用前に必ずご確認くださいませようお願いいたします。

ヴィタリテハウス利用約款

第1条（目的）

本約款は、産後4ヶ月未満（リピーターは12ヶ月未満）の母（以下「利用者」といいます。）とその乳児に対しケアサービスを提供し、一方、利用者が施設（以下「ハウス」といいます）に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

第2条（適用範囲）

ハウスがステイ（宿泊）（以下「ステイ」といいます。）またはデイケア（日帰り）（以下「デイケア」といいます。）の利用者との間で締結する契約（以下「利用契約」といいます。）は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、一般に確立された慣習によるものとし、ハウスが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第3条（利用契約）

- ハウスに利用契約の申し込みをしようとする者は、申し込みを行い、ハウスの決定を受けるものとし、
- 利用契約は、ハウスが申し込みを承諾し、利用者が定められた期日内に予約金を納めたときに成立するものとし、
- 利用者が、利用中に利用の継続を希望する場合、ハウスの空き状況により承諾します。

4. 当初の利用予定期日より以前に退所を希望する場合には、残りの宿泊日数の料金の 50% のキャンセル料を申し受けます。

第 4 条（利用契約締結の拒否）

1. ハウスは、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 利用の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用しようとする者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 利用しようとする者が、ハウスまたはハウス職員に対し不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (5) 利用しようとする者が飲酒し、または言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用することができないとき。

2. ハウスは、次に掲げる場合において、利用契約を締結いたしません。

- (1) 利用しようとする者または乳児が、発熱し、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるとき。
- (2) 利用しようとする者または乳児が、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。
- (3) 利用しようとする者が、暴力団員または暴力団等の関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
- (4) 利用しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3. ハウスは、利用しようとする者に疾患がある場合は、医師の許可を得ている場合のみ利用を認めます。薬の服用がある場合は利用者本人が管理し、処方どおりに服薬を行える場合に限りま

第 5 条（利用者による契約解除）

利用者はハウスに申し出て利用契約を解除することができます。

利用開始日の 30 日前までの契約解除については予約金を全額返金いたします。利用開始日から 29 日以内の契約解除については医師からの診断等、利用に関してやむを得ない事情の際には返金が可能な場合もあります。

第 6 条（ハウスによる契約解除）

1. ハウスは、次に掲げる場合において、利用契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 利用者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたと認められるとき。
 - (3) 利用者がハウスまたはハウス職員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を
超える負担を求めたとき。
 - (4) 利用者が飲酒し、または言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある
と認められるとき。
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用することができないとき。
 - (6) その他、ハウス職員の指示、またはハウスが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. ハウスは、次に掲げる場合において、利用契約を解除いたします。
- (1) 利用者または乳児が、発熱し、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるとき。
 - (2) 利用者または乳児が、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。
 - (3) 利用者が、暴力団員または暴力団等の関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
 - (4) 利用者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であ
るとき。
3. ハウスが第1項または第2項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、退所日の翌
日以降の料金はいただきません。但し、退所時間が19時00分～24時00分となった場合
には、退所日の翌日の利用料金をいただきます。
4. 第1項または第2項に基づき利用契約を解除したにもかかわらず、利用者が退所しない
場合、あるいは管理上支障があると認められる言動をとった場合には、施設長は、利用者
に対して退去を求めることができるものとします。また、ハウスでの対応が困難であると判断
した場合には、警察または適切な行政機関に通報します。
5. ハウスは、利用者の退所日において、悪天候や災害等により、今後利用者の安全な帰宅
の確保が困難になると見込まれる場合には、退所を促すことがあります。

第7条（利用登録）

1. 利用者は申し込みの際、所定の予約システムに必要事項を登録するものとします。
 - (1) 利用者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
 - (2) 乳児及び家族の生年月日（出産予定日）
 - (3) 入所期間
 - (4) 緊急連絡先
2. ケアサービス開始時に利用者本人と確認できる物(母子健康手帳等)の提示が必要です。

第8条（利用時間）

1. 利用者がハウスを利用できる時間は、10時00分より16時00分までとします。但し、
ステイにて連続して使用する場合には、この限りではありません。

2. 利用初日の入所時間は11時00分とします。但し、退院後病院から直行する場合に限り、利用申込時にハウスの了承を得ている場合は、16時00分まで繰り下げることができます。

第9条（きょうだい利用）

1. 乳児の兄姉(未就学児に限ります。以下「きょうだい」といいます。)を同伴して利用することができます。
2. スタンダードルームではきょうだい1名まで、ファミリールームでは2名までのご利用となります。きょうだいが発熱し、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるときには、利用できません。
3. きょうだい、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるときには、利用できません。
4. 利用期間は、利用者と乳児の利用期間と同期間とします。
5. 利用者居室で世話をするものとします。
6. その他、きょうだい利用については、ハウスの利用規則に従うものとします。

第10条（パートナー利用）

1. 食事は提供いたしません
2. 面会時間以外、他の利用者がある場合は共有部分の立ち入りはご遠慮ください。
3. 宿泊日程は事前にお知らせください
4. その他、ハウスの規則に背くような行為があった場合は退所をお願いすることもあります。

第11条（食事）

1. 食事は、ハウスが定めた食事時間内にリビングダイニングでとるものとします。
2. 医師の診断を受けており、利用者本人に食物アレルギーがあり、食品の除去が必要な場合は、卵、牛乳、そば、小麦、落花生、えび、かにの7品目の単品除去のみご相談に応じます。除去を希望する場合には、利用開始日の5日前までにハウスへ申し出が必要です。完全除去には応じられませんので、ご了承ください。ご利用料金に変更はありません。

第12条（面会）

1. 面会は、14時00分より17時00分までとします。また、親族の居室での面会に限り19時00分より21時00分とします。
2. 最大2時間までとします。
3. 居室での面会は利用者からみて1親等の親族(子、配偶者、父母、配偶者の父母)のみとします。その他の面会者は所定の時間内にリビングダイニングルームでの面会となります。
4. 風邪、または感染症の症状が見られる方の面会はお断りいたします。

5. 面会者がハウス内にて管理上支障があると認められる言動を取った場合には、施設長は、面会者に対して退去を求めることができます。また、ハウスでの対応が困難であると判断した場合には、警察あるいは適切な行政機関に通報します。

第 13 条（利用規則の遵守）

利用者は、ハウス内においては、ハウスが定めた利用規則に従うものとします。

第 14 条（利用料金）

1. 利用者は、ハウスが別途定める利用料金を支払うものとします。
2. 利用契約成立時に、予約金として 100,000 円を支払うものとします。
3. 利用開始日の 30 日前までに利用契約を解除した場合、予約金は全額返金いたします。利用開始日の 29 日前以降に解除した場合、予約金は返金いたしません。
4. 利用料金から予約金を差し引いた残額は、ご入所日にクレジットカードにてお支払いいただきます。
5. オプションサービスその他追加料金については、ご退所日に精算するものとします。

第 15 条（ハウスの責任）

1. ハウスは、利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが天災等のハウスの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. ハウスは、消防機関から防火基準点検済証を受領していますが、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しています。

第 16 条（持込品の取扱い）

1. 利用者が、ハウス内に持ち込んだ物品については、ハウスの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、ハウスは賠償いたしかねます。また、現金及び貴重品についても、ハウスは一切その損害を賠償いたしません。

第 17 条（残置物の取扱い）

利用者が退所したのち、利用者の手荷物または携帯品がハウスに置き忘れられていた場合には、その所有者が判明したときは、ハウスは当該所有者宛に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。但し、所有者に連絡がつかない場合、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けるか、ハウスにて処分いたします。

第 18 条（利用者の責任）

利用者の故意または過失によりハウスが損害を被ったときは、当該利用者はハウスに対し、その損害を賠償するものとします。

第 19 条（個人情報および秘密保持）

1. ハウスは、利用者のケアサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間保管します。
2. ハウスは、利用者が記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保証人、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
3. ハウスとその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者の了承を得て行うことがあります。
 - (1) 適切なケアサービスのため、医療機関へ情報提供すること
 - (2) 利用者の安全のため、適切な行政機関へ情報提供すること
4. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

第 20 条（緊急時の対応）

1. ハウスは、利用者または乳児に対し、医学的判断により診療が必要と認める場合、またはハウスにおけるケアサービスでの対応が困難な状態であると判断したときは、提携の協力医療機関あるいは他の専門機関を紹介する場合があります。
2. 前項のほか、利用者、乳児、またはきょうだい利用のきょうだいの心身の状態が急変した場合、ハウスは救急車を呼ぶとともに、緊急連絡先に連絡します。

第 21 条（実習生の受入れ）

ハウスは、ケアサービスに支障のない範囲で、看護学生等の実習を受け入れることがあります。この場合、利用者の了承を得て行うこととし、助産師等の指導監督の下において実施します。実習依頼の学校に対して、実習学生に係る傷害保険等加入を義務づけることとします。

第 22 条（居室変更）

ハウスは、ケアサービスの都合上、ご利用中に居室を変更する場合があります。

ヴィタリテハウス利用規則

ヴィタリテハウス（以下、「ハウス」といいます。）では全ての利用者に、安全かつ快適にお過ごしいただきますように、利用約款第13条の定めにある通り、下記の規則をお守りいただきます。この規則をお守りいただけないときは、利用約款第6条により、ご利用契約及びこれに関連する契約を解除させていただく場合があります。

■保健衛生について

1. ハウス内には、原則ケアサービス利用者以外の方の入館をお断りいたします。
2. 発熱、または風邪の諸症状や感染症の疑いがある場合には、原則としてご利用をお断りいたします。
3. 手指消毒を行ったうえでご入館をお願いします。
4. ハウスでは、定期的に館内諸施設の殺菌消毒を実施いたしますのでご了承ください。実施日時等については、事前にお知らせいたします。
5. お持込みの飲食物は、利用者本人の責任の下で管理してください。ただし、ハウスの判断によりお持込みいただけない場合もございますので、あらかじめご了承ください。ハウスは管理に関しては一切その責任を負いません。

■保安全管理について

1. ハウスに以下のものをお持込みにならないでください。
 - (1) 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物
 - (2) 悪臭、異臭を発生するもの
 - (3) 火薬や揮発油等発火または引火の危険性があるもの
 - (4) 高額の現金及び貴金属類
 - (5) アルコール入り飲料
 - (6) その他法令で所持を禁じられているもの
2. ハウス内は全館、禁酒禁煙です。万が一、発見・発覚した場合には、即刻没収すると共に、退所いただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
3. 外出の際は、居室は確実に施錠し、鍵はオフィスにお預けください。尚、職員がケアサービスの観点より訪室する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
4. 不審者や不審物を発見した場合は、至急職員までご連絡ください。

■火災予防について

1. ハウス館内での火気の使用は厳禁です。ハウス館内はすべて禁煙となります。

2. 館内備え付けの機器以外の高温高圧を発生する器具はご使用にならないでください。
3. 消防用設備等には非常の場合以外はお手を触れないでください。

■禁止事項

1. ハウス内で、賭博または風紀を乱すような行為はしないでください。
2. ハウス内で、他の利用者に迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為はしないでください。
3. ハウスの許可なしに、居室を本来の目的以外に使用しないでください。
4. ハウスの許可なしに、むやみに外出しないでください。
5. ハウスの許可なしに、ハウス内の諸設備、諸物品を他の場所へ移動させる、または本来の使用目的以外の使用など、現状を変更するようなことはしないでください。
6. 居室に外来の方をお招きになるときは事前にお知らせください。
7. 広告宣伝物の配布、掲示、または物品の販売勧誘等はしないでください。

■服薬について

1. ハウス利用中に服薬が必要な場合は、利用者本人が管理し、処方どおりに服薬を行ってください。

■強制退去

利用者又は面会者が次の各号のいずれかに該当するときは、ハウスは退去を求めることができます。また、ハウスでの対応が困難であると判断した場合には、警察あるいは適切な行政機関に通報します。

- (1) 他の利用者に著しい迷惑を及ぼしたとき
- (2) 職員の指示に従わないとき
- (3) 安全管理上支障があると認められるとき
- (4) 本約款又は利用規則に違反したとき

■緊急時対応

各居室には、内線用の端末を配置していますので、緊急事態が発生した場合にご利用ください。

1. ハウスには、24時間体制で職員が常駐していますので、何かありましたら、職員にご連絡ください。
2. 火災等の際の避難経路図は、各居室に備付のファイルでご確認ください。また、火災等が発生した場合は、ハウス職員の指示に従ってください。
3. ハウスは、棟内のクリニック（内科、小児科）と提携しています。また、状況に応じて、相応しい医療機関を紹介します。なお、受診にかかる医療費、交通費等は別途ご負担いただく

きます。

4. 緊急の場合は、ご記入いただいた緊急連絡先に連絡いたします。
5. 心身の状態が急変した場合は、ハウスにて救急車を呼ぶとともに、前項の連絡先に連絡いたします。

■貴重品、お預かり品について

1. 現金、貴金属等の貴重品、利用者の所有する物品については、一切お預かりいたしませんのでご了承ください。利用される居室に備え付けの鍵付き家具に収納の上、利用者本人の責任の下、管理くださいますようお願いいたします。
2. お忘れ物等につきましては、特にご指定のない限り、発見日を含め7日間、ハウスにて保管し、その後最寄りの警察署に届けるか、ハウスにて処分いたしますのでご了承ください。

■ハウス利用時間について

1. ステイ(宿泊) 入所日の11時00分～退所日の10時00分
2. デイケア(日帰り) 10時00分～16時00分
3. 利用初日の入所時間は11時00分です。但し、退院後病院から直行する場合に限り、16時00分まで繰り下げることができます。

■食事について

1. 下記の食事時間に原則リビングルームにておとりください。
朝食：8時30分～9時30分
昼食：12時30分～13時30分
おやつ：15時30分
夕食：18時00分～19時00分
2. 医師の診断を受けており、利用者本人に食物アレルギーがあり食品の除去が必要な場合、卵、牛乳、そば、小麦、落花生、えび、かにの7品目の単品除去のみご相談に応じます。除去を希望の場合は、利用開始日の5日前までに申し出てください。完全除去には応じられませんので、ご了承ください。ご利用料金に変更はありません。

■面会について

1. 面会は、14時00分より17時00分までとします。また、親族の居室での面会に限り19時00分より21時00分とします。
2. 最大2時間までとします。
3. 居室での面会は利用者からみて1親等の親族(子、配偶者、父母、配偶者の父母)のみとします。その他の面会者は所定の時間内にリビングダイニングルームでの面会となります。

4. 面会制限

- (1) 風邪、または感染症の症状がみられる方は、面会いただけません。
- (2) 居室での面会は、利用者からみて1親等の親族(子、配偶者、父母、配偶者の父母)のみとさせていただきます。
5. その他 他の利用者や面会者に迷惑を及ぼすような大人数での面会、または喧騒な行為等はなさないでください。ハウス内にて管理上支障があると認められる言動をとった場合には、施設長からの退去を求めることがあります。また、ハウスでの対応が困難であると判断した場合には、警察あるいは適切な行政機関に通報します。

■きょうだい利用について

1. 対象 乳児の兄姉（原則未就学児に限ります。）
 2. 人数 1家族につきスタンダード1名、ファミリールーム2名まで
 3. 食事は必要時、食事別料金で提供します。ただし、アレルギー対応等はいりません。
 4. 宿泊利用者と一緒に寝ます。
 5. 利用者の責任で居室内で保育をしてください。
 6. ステイ利用に限り、利用者以外の送迎者が確保できれば、日中にきょうだいが保育園や幼稚園へ通園することはできます。
 7. その他注意事項
- (1) 発熱、風邪の諸症状または感染症の疑いがある場合には、利用できません。
 - (2) きょうだいはベビールームへの入室はできません。
 - (3) 他の利用者のきょうだいと居室内を行き来することはご遠慮ください。

■配偶者（パートナー）の利用について

1. 食事は提供いたしません
2. 面会時間以外、他の利用者がある場合は共有部分の立ち入りご遠慮ください。
3. 宿泊日程は事前にお知らせください
4. その他、ハウスの規則に背くような行為があった場合は退所をお願いすることもあります。

■ 継続利用について

1. 産後4か月未満にヴィタリテハウスへ7泊8日以上ご宿泊いただいたお客様に限り、お子さまが1歳を迎える前日まで継続利用のご予約を承ります。
2. スタッフ配置等の都合上、ご予約はご利用開始日の7日前までをお願いいたします。
3. 感染症予防および他のご利用者様とお子さまの安全確保のため、保育園その他の集団保育施設をご利用中のお子さまのご宿泊はお受けしていません。

■外出について

1. 外出の予定がある方は事前に申し出てください。
2. 施設長の判断により、外出を許可しない場合がございます。
3. 22時00分以降、翌朝6時00分までは、ハウスの出入りをお控えください。
4. 外出の際は、居室は確実に施錠し、鍵はオフィスにお預けください。
5. 外出より戻られましたら、ハウス職員にお知らせください。

■お支払いについて

1. ご予約時に予約金100,000円をお支払いいただきます。
2. 利用開始日の30日前までにキャンセルされた場合、予約金は全額返金いたします。
3. 利用開始日の29日前以降にキャンセルされた場合、予約金は返金いたしかねます。
4. 利用料金から予約金を差し引いた残額は、ご入所日にクレジットカードにてお支払いいただきます。
5. ご滞在中にご利用いただいたオプションサービスその他追加料金につきましては、ご退所日に精算させていただきます。

■その他

1. 不可抗力以外の事由により建造物、家具、備品その他の物品を破損、汚損、紛失された場合は相当額を弁償していただくことがあります。
2. 居室の鍵を紛失した際は、速やかにご申告ください。鍵の紛失、またご返却いただけない場合は、鍵代金の実費をお支払いいただきます。
3. レンタル品は退去時にご返却ください。ご返却いただけない場合は実費をお支払いいただきます。
4. ケアサービスの都合上、ご利用中にお部屋を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
5. ハウスは、ケアサービスに支障のない範囲で看護学生等の実習を受け入れることがありますので、あらかじめご了承ください。
6. ハウスは、設備施設の衛生管理及び安全管理保守のため、清掃、点検・補修等を行います。作業の都合上、設備や居室の一部がご利用いただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
7. 突発的な事故(空調・水回りの故障等)で、居室の提供に支障が出た場合は、当日であっても利用をお断りする場合があります。